

番号：140348

国名：ベトナム

担当：人間開発部保健第三課

案件名：農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト終了時評価調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年6月下旬から2014年8月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	20日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

- 本件への参加を認めない。
(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）の経済は、過去10年間で高い成長を示し、食料供給量も増加しているが、食品の安全・衛生面に関しては、政策・制度の不備や管理者の能力不足等の問題から、適切に管理されていない状況にある。管理能力の不足は、感染症や食中毒の原因となり、特に子どもや妊婦、老人といった社会的弱者が健康被害を受ける危険性が高い。加えて、食品の輸出はベトナムの重要産業のひとつであるが、平成21年度の我が国の輸入食品にかかる違反事例をみると、ベトナムからの輸出食品は、アジアでは中国に次いで違反件数が多かった等、ベトナムの輸出食品に対する信頼性が低下するリスクを抱えている。このため、ベトナム政府は、安全な食品の供給を緊急かつ重要な課題のひとつとして位置づけている。

さらに、ベトナムは2007年にWTOの加盟国となり、物資や人の国境を越えた自由な往来がさらに活発になる中で、国際標準に則した安全な食品を人々に供給することが急務となっている。ベトナム政府は、施設や法制度の整備を通じて、これらの状況に適応した社会・制度を構築していく必要性に直面しており、その一環として、WTO/SPS協定（衛生植物検疫措置協定：Sanitary Phytosanitary (SPS) Measures）で確保すべきとされる衛生保護基準を満たすため、安全な食品を人々に供給する上で必要となる食品等の試験や研修及びリスクアセスメントを行う機関としてSPSセンター（2012年にRETAQセンターへ改名された）を設立することを掲げている。このような背景から、ベトナム政府は、効果的かつ持続的な食品衛生管理体制を構築する上で、適切な検査・モニタリング体制の確立が極めて重要であり、その強化に向けて日本の知見・経験が必要であるとして、わが国に技術協力を要請した。

2008年12月に発効した日越経済連携協定（EPA協定）においても、ベトナムの食品衛生管理及び動植物検疫に係る能力向上のための技術協力をを行うことが明記されている。

これを受け、我が国は2009年10月から食品衛生・安全管理に係る政策・制度の助言を行うSPS政策アドバイザーを専門家として派遣し、ベトナム政府内におけるSPSを巡る現状と課題、SPSセンター設立に向けてのベトナム側の人的、予算的配置等を明らかなものとした。特に農水産食品に関しては、輸出検査に重点が置かれており、国内食品のモニタリング検査は対象とする地域、食品群、検査項目、実施時期が限られているため安全性の把握が難しいという課題が認められた。

以上を踏まえ、農水産食品の安全性確保に必要な農薬・抗生物質・重金属等の残留物質や微生物等の検査体制の強化及び検査官の技能向上を通じて、多種多様な農水産食品のモニタリング検査体制の構築・強化に寄与することを目的として、技術協力プロジェクトを実施することになった。

本プロジェクトは、農業農村開発省(MARD)の農林水産品質管理局(NAFIQAD: National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department)を主なカウンターパート(以下、C/P)機関として、2011年12月より2014年11月までの3年間の予定で実施しており、現在2名の長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整)が派遣されている。これまでに残留農薬や病原微生物、残留動物用医薬品、アフラトキシンの分析検査に関する本邦研修を実施し、現地でのOJTも短期専門家の指導のもと実施されている。

2013年9月に実施された中間レビューでは、「NAFIQADにおいて、農水産食品の安全性を継続的に検査する体制が構築、強化される」というプロジェクト目標が達成される見込みは高いと評価されたが、検査体制を強化するためには、さらなる機材及び分析方法などの技術、モニタリングに必要なサンプリングやラボなどのマネジメント、人材の強化・育成が必要であるとの評価結果がとりまとめられた。

今回実施する終了時評価調査は、2014年11月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力につ

いて当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2014年6月下旬～7月上旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2014年7月上旬～7月下旬)

- ①JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、「新JICA事業評価ガイドライン第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③ベトナム側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びベトナム側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書(案)(英文)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAベトナム事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2014年7月下旬～7月下旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもってJICA人間開発部に提出することとする。

なお、(1) 評価報告書(英文)は相手国C/P機関と合意する協議議事録(M/M)に添付する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参

照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

日本からベトナムまでの航空賃および日当・宿泊料は契約に含めてください。
ベトナム内での航空機での移動は当機構が手配いたします（契約に含めません）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年7月上旬～下旬を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間程度先行して現地調査を開始することを予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 技術参与1
- エ) 技術参与2
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
括弧内で特に記載したもの以外は契約に含めないでください。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり (宿泊料は契約に計上してください)
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) ベトナム内を航空機で移動する際のチケットの予約・発券等の手配。
- オ) 通訳備上
英語 (もしくは日本語) ⇄ ベトナム語の通訳を提供
- カ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び必要に応じた長期専門家及びC/Pの同行
- キ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第三課 (TEL:03-5226-8356) にて配布します。
 - ・ 中間レビュー調査報告書
- ② 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
 - ・ ベトナム社会主義共和国 農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上